

電子委任状の普及を促進するための基本的な指針の一部を変更する件

令和5年5月10日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 題名

電子委任状の普及を促進するための基本的な指針の一部を変更する件

2. 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しておりません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、事前に案を公示しての意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

公布日：令和5年5月10日

施行日：令和4年5月11日

【参照条文】

○ 行政手続法（平成5年法律第88号）抄
第三十九条

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

○ 行政手続法施行令（平成6年政令第265号）抄
第四条 （略）

1 （略）

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 （略）